

# 最低賃金

について考えてみませんか

皆さんは、最低賃金という言葉を知っていますか？ 会社のお給料について、最低限、一時間あたりこれだけは出さなければならないという額が、県ごとに定められているのです。ちなみに、埼玉県は1時間あたり802円です。

日本人でも県によって、1時間当たりの最低賃金について違うことを知る人は少ないものです。  
今月は、あなたの賃金について考えてみませんか。

この「最低賃金」は、あなたが正社員ではなくパートやアルバイトであっても、必ず守られなければならないルールです。日本人か外国人かも関係ありません。あなたのお給料が法律で決められた賃金よりも高いか安いかを判断するには、お給料の額を働いた時間で割ればよいのです。仮に、月給が18万円で、働いた日数が20日、一日の労働時間が8時間だとしたら、一時間あたりの額は1125円となります（ただし、このときの「月給」は「基本給プラス諸手当」を指します。賞与や臨時の賃金、通勤手当、家族手当、時間外割増手当などは含まれません）。

派遣会社から別の会社に派遣されて働いている人も多いでしょう。その場合派遣会社のある地域の最低賃金ではなく、派遣先の会社がある地域の最低賃金が適用されます。たとえば、埼玉に派遣会社があり、そこから派遣されて東京の会社で働いたら、最低賃金は東京の額が基準になります。東京の最低賃金は、現在1時間あたり888円です。埼玉より少し高いですね。

最低賃金より低い賃金しか支払われていなかった場合には、雇い主は最低賃金と実際に支払った賃金の差額を支払う義務があります。従業員と雇い主との間で、最低賃金より低い額でよい、と決めてあったとしても、それは法的には無効です。

とはいえ、実際には雇い主の方が働いている人よりも強い立場にあるので、賃金の問題について働いている人から直接雇い主に訴えることはなかなかむずかしいでしょう。もし職場で賃金が不当に安く抑えられている場合、近くの労働基準監督署に相談することができます。ただし、労働基準監督署はあくまでも雇い主と働いている人とを公平に扱う、という立場なので、必ずあなたの味方をしてくれるとは限りません。

もし近くで相談できる労働組合（会社の中に労働組合がなくても、一人で参加できる労働組合もあります）があれば、労働組合に加入して、雇い主との交渉を手伝ってもらうこともできるかもしれません。いずれの場合も、あなたが正確に何時間働いて、いくらお給料をもらったのか、がわからないと相談できません。日頃から給与明細などはすべて保管し、いざという時にすぐ使えるようにしておきましょう。自分でつけたメモ書き程度のもので、役に立ちます。

●解説・行政書士 藤林 美穂



## “職探しに超便利”として人気！ 鶴瀬駅すぐそばに開設されている「富士見市ふるさとハローワーク」の出張所を知っていましたか。



昨年（平成25年）1月7日にオープンした富士見市とハローワーク川越が共同で運営する施設「富士見市ふるさとハローワーク」出張所が駅から近いということもあって、求職希望の人の人気を集めています。

求職相談は、まず窓口で希望の就職先を検索するためタッチパネル式のパソコン借用のカードをもらいます。次にカード番号のパソコンに向かい就職希望のデータを探します。

就職希望先が見つかると、そのデータを持ち専任の職員に相談するという仕組みになっています。最近は希望者が多いということもあって、少し待つこともあるようです。ただこのタッチパネル方式は、外国語に対応していません。日本語が理解できる方でなければ扱いにくいので、日本語のよくわかる方と同行するとよいでしょう。朝9時から午後5時までです。

●場所 鶴瀬駅西口 サンライトホール内（鶴瀬駅と続いているビル内です）

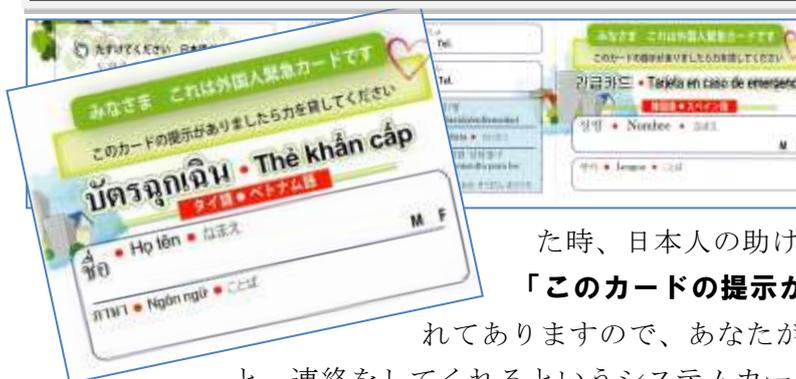
## 「#7000」を覚えておいてください

「#8000」は埼玉県が実施している小児救急相談電話です。埼玉県では、小児救急相談に続き大人対象の救急電話相談（#7000）を開設しました。夜間に急な病気やけがについて、看護師の相談員がアドバイスします。医療機関に受診すべきか迷った時など、ご利用ください。

電話番号／#7000 ※ダイヤル回線、IP電話、PHSからは☎048-824-4199

相談時間／午後6時30分～10時30分（毎日）

## 「外国人緊急カード」ができました。いつもお財布などに入れておいてください



「みなさま これは外国人緊急カードです」で始まるこの緊急カードは、日本語が身につけていない外国人の方が大きな災害にあい、一刻を争う危険が発生し

た時、日本人の助けを求めるメッセージカードです。

「このカードの提示がありましたら力を貸してください」と書か

れてありますので、あなたが連絡したい相手先の電話番号を指し示す

と、連絡をしてくれるというシステムカードです。中国語、英語、フランス語、韓国語、ネパール語、ポルトガル語、フィリピン語、スペイン語、タイ語、ベトナム語そして日本語の11カ国語で構成されています。埼玉県の各市町の関係窓口のほか、大学、病院、警察、教会、食材店などにおかれる予定です。あなたのお守りとしてこのカードをお財布に入れておいてください。

「Information Fujimino」は、今月12月号から2か月合併の隔月発行となります。